

照射径毎にフルエンスを幅広く自由に
調整できるピコ秒レーザー

enLIGHTen[®] I/SR が 特定診療報酬算定医療機器に 収載されました。

収載日：2020年5月1日(金)

対応する診療報酬項目

J054-2 皮膚レーザー照射療法 (一連につき)

2. Qスイッチ付レーザー照射療法

- イ 4平方センチメートル未満 2,000点
- ロ 4平方センチメートル以上16平方センチメートル未満 2,370点
- ハ 16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満 2,900点
- ニ 64平方センチメートル以上 3,950点

※ 3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、乳幼児加算として、2,200点を所定点数に加算する。

通知 (抜粋)

- (1) 皮膚レーザー照射療法は、単なる美容を目的とした場合は算定できない。
- (2) 「一連」とは、治療の対象となる疾患に対して所期の目的を達するまでに行う一連の治療過程をいい、概ね3月間にわたり行われるものをいう。例えば、対象病変部位の一部ずつに照射する場合や、全体に照射することを数回繰り返して一連の治療とする場合は、1回のみ所定点数を算定する。
- (3) 皮膚レーザー照射療法を開始した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、前回の一連の治療の開始日を記載する。
- (5) 「2」のQスイッチ付レーザー照射療法は、Qスイッチ付ルビーレーザー照射療法、ルビーレーザー照射療法、Qスイッチ付アレキサンドライトレーザー照射療法及びQスイッチ付ヤグレーザー照射療法をいう。
- (6) Qスイッチ付レーザー照射療法は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、胸腹部又は背部(臀部を含む)のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。また、各部位において、病変部位が重複しない複数の疾患に対して行った場合は、それぞれ算定する。
- (10) Qスイッチ付ヤグレーザー照射療法は、太田母斑、異所性蒙古斑又は外傷性色素沈着症に対して行った場合に算定できる。



承認番号：22800BZX00138000
販売名：enLIGHTen エンライトン

CUTERA[®]
FACE + BODY AESTHETIC SOLUTIONS